

令和8年度骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防事業業務委託

公募型プロポーザル評価基準

評価項目	評価事項	配点		
		A×B	基本点数 A	調整係数 B
1 人員体制や 実績等の事 業者適格性 【20点】	(1) 実施体制 ・ 必要な知識・実績を有する者が本業務に充てられているか(配置人員の経歴)。 ・ 本業務に適したチーム編成・人員配置がなされているか。	10点	5点	2.0
	(2) 業務実績 本業務に活かせるような十分な実績があるか。 (公告日から過去5年以内の国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)における骨折予防・骨粗鬆症重症化予防に係る調査分析業務又は保健事業の実績の有無[いずれか又は両方]) ※保健事業・・・医療レセプト等のデータ分析に基づく対象者抽出、勧奨及び効果検証を含む一連の事業	5点	5点	1.0
	(3) 情報管理体制(個人情報等) ・ 情報管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)の明記があるか。 ・ 情報管理に関する従業者への効果的な研修対策(計画)の明記があるか。	5点	5点	1.0
2 業務目標達成のための 基本事項 【5点】	業務のスケジュール 期限までの段階的な成果の共有や最終的な成果物提出に向けての工程を想定・構築できているか。	5点	5点	1.0
3 本業務に係 る提案内容 の納得性 【65点】	(1) 骨粗鬆症及び骨粗鬆症に起因する脆弱性骨折に係る現状分析の提案 ・ 県や県内市町村国保が分析結果を基に優先的に取り組むべき課題を明確化し、今後事業を実施する際に活用できる分析提案となっているか。 ・ 提供データ(KDB、レセプト、特定健診データ等)を適切に活用し、県が想定する分析項目を踏まえて医療費構造を多角的に把握できる内容となっているか。 ・ 県が想定する分析項目に加え、専門的知見を踏まえた独自性・発展性のある提案がなされているか。	25点	5点	5.0
	(2) 県内市町村国保の実態調査及び担当者向け研修、資材作成の提案 ・ 県内全39市町村国保の実態やニーズを的確に把握できる調査内容となっているか。 ・ ヒアリングシートの内容が、市町村間比較や課題整理に資するものとなっているか。 ・ 研修の目的及び到達目標が明確であり、分析結果を踏まえた実践的な内容となっているか。 ・ 市町村が自ら骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防事業を企画・実施できるようになるためのスキル・ノウハウを学べる研修内容となっているか。 ・ 研修効果を測定・検証するためのアンケート設計やフォロー体制が適切に提案されているか。 ・ 資材の内容が、骨折予防及び骨粗鬆症重症化予防の目的に合致し、住民の理解促進や行動変容につながるものとなっているか。	20点	5点	4.0
	(3) 保健事業の実施、効果検証・評価の提案 ・ 介入対象候補者の抽出基準が、重症化リスクや優先順位を踏まえた合理的かつ実効性のあるものとなっているか。 ・ 通知書の内容が、ソーシャル・マーケティングやナッジ理論等を活用し、行動変容につながる工夫がなされているか。 ・ 問合せ対応体制が現実的かつ安定的に運営可能な体制となっているか。 ・ 通知書送付前後の比較や既存データを活用した対照分析など、事業効果を客観的に検証できる評価設計が提案されているか。	15点	5点	3.0
	(4) その他の提案 ・ その他、本業務の目的を達成するための効果的な提案がされているか。	5点	5点	1.0
4 経費の妥当 性 【10点】	価格提案書 ・ 経費削減に向けての具体的な努力や工夫がみられるか。 (委託上限金額以下の有効な見積を評価対象とする。見積価格が委託上限金額から一定率下がるごとに基準点に加点)	10点		
合計		100点		

◆採点方法

- 採点(基本点数)は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う。
(優れている:5点、やや優れている:4点、普通:3点、やや劣る:2点、劣る:1点)
なお、評価は絶対評価とする。
- 採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。

◆候補者の選定方法

- 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- 最高点の者が複数の場合は、以下のとおり選定する。
 - ア 評価項目3(1)「骨粗鬆症及び骨粗鬆症に起因する脆弱性骨折に係る現状分析の提案」の点数が高い者
 - イ アが同点の場合は、評価項目3(2)「県内市町村国保の実態調査及び担当者向け研修、資材作成の提案」の点数が高い者
 - ウ イが同点の場合は、評価項目3(3)「保健事業の実施、効果検証・評価の提案」の点数が高い者
 - エ アからウがいずれも同点の場合は、第一位候補者の選定を審査委員長に一任する。
- 上記2点にかかわらず、次に掲げる項目を満たす場合は候補者として選定しない。なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。
 - ア 総合点が6割未満の場合
 - イ いずれかの評価項目で審査員の平均点が5割未満の場合